

(第42号議案)

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 総則 第1条～第15条 (略) (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又は当該家庭的保育事業所等と併せて設置される他の施設、中野区等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 第17条～第21条 (略) 第2章～第6章 (略) 附則 (略)  <u>附 則</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。	目次 (略) 第1章 総則 第1条～第15条 (略) (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又は当該家庭的保育事業所等と併せて設置される他の施設、中野区等の <u>栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等 <u>栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 第17条～第21条 (略) 第2章～第6章 (略) 附則 (略)